

電気通信事業法に基づく端末機器の基準認証 に関するガイドライン(第3版)

2025年10月1日
総務省

目次

第1章 IoT機器のセキュリティ基準に係る技術基準適合認定等について	3
第2章 電波を使用する端末機器に係る技術基準適合認定等について	10
第3章 非常時事業者間ローミングに関する機能に係る技術基準適合認定等について	16

第1章 IoT機器のセキュリティ基準に係る技術基準適合認定等について

情報通信審議会からの一報答申(平成30年9月12日)及び情報通信行政・郵政行政審議会からの答申(平成31年1月25日)を受けて、IoT機器の技術基準にセキュリティ対策を追加するため、総務省は端末設備等規則及び電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第12号)を平成31年3月1日に公布し、端末設備等規則の一部改正について令和2年4月1日から施行した。

端末設備等規則及び電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令による改正後の端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「令和2年新規則」という。)第34条の10の規定(以下「セキュリティ基準」という。)に関する電気通信事業法(以下「法」という。)の規定による技術基準適合認定(法第53条第1項)、設計認証(法第56条)又は技術基準適合自己確認(法第63条)(以下「認定等」という。)の運用について明確化する観点から、以下のとおり整理する。

○端末設備等規則(「端末設備等規則及び電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第12号)」による改正後)<抜粋>
(インターネットプロトコルを使用する専用通信回線設備等端末)

第三十四条の十 (1)専用通信回線設備等端末(デジタルデータ伝送用設備に接続されるものに限る。以下この条において同じ。)であつて、(2)デジタルデータ伝送用設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するもののうち、(3)電気通信回線設備を介して接続することにより当該専用通信回線設備等端末に備えられた電気通信の機能(送受信に係るものに限る。以下この条において同じ。)に係る設定を変更できるものは、次の各号の条件に適合するもの又は(9)これと同等以上のものでなければならない。ただし、(4)次の各号の条件に係る機能又はこれらと同等以上の機能を利用者が任意のソフトウェアにより隨時かつ容易に変更することができる専用通信回線設備等端末については、この限りでない。

- 一 (5)当該専用通信回線設備等端末に備えられた電気通信の機能に係る設定を変更するためのアクセス制御機能(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第三項に規定するアクセス制御機能をいう。以下同じ。)を有すること。
- 二 (6)前号のアクセス制御機能に係る識別符号(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第二条第二項に規定する識別符号をいう。以下同じ。)であつて、初めて当該専用通信回線設備等端末を利用するときにあらかじめ設定されているもの(二以上の符号の組合せによる場合は、少なくとも一の符号に係るもの。)の変更を促す機能若しくはこれに準ずるもの有すること又は当該識別符号について当該専用通信回線設備等端末の機器ごとに異なるものが付されていること若しくはこれに準ずる措置が講じられていること。
- 三 (7)当該専用通信回線設備等端末の電気通信の機能に係るソフトウェアを更新できること。
- 四 (8)当該専用通信回線設備等端末への電力の供給が停止した場合であつても、第一号のアクセス制御機能に係る設定及び前号の機能により更新されたソフトウェアを維持できること。

1. セキュリティ基準に係る認定等の対象機器の範囲

- セキュリティ基準に係る認定等を求める対象は、令和2年新規則第34条の10柱書に定める以下の（1）から（3）までの全てに該当し、同条ただし書に定める（4）を除く端末機器である¹。セキュリティ基準に係る認定等の対象機器の範囲のイメージは図1のとおり。

(1)専用通信回線設備等端末(デジタルデータ伝送用設備に接続されるものに限る。)

恒常に既に認定等を受けている機器（以下「既認定機器」という。）を介さずにデジタルデータ伝送用設備²に直接接続される端末機器のことであり、専ら専用通信回線設備³に接続される端末機器は含まれない。

(2)デジタルデータ伝送用設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するもの

デジタルデータ伝送用設備との接続においてインターネットプロトコル（IP）を使用する端末機器のことである。

(3)電気通信回線設備を介して接続することにより当該専用通信回線設備等端末に備えられた電気通信の機能(送受信に係るものに限る。)に係る設定を変更できるもの

端末機器に備えられた電気通信の送受信に係る機能について、電気通信回線設備を介して接続することにより設定変更（操作）ができるもののことである。例えば、インターネット側からアクセスし操作可能なネットワークサービス（web管理、telnet等）などがこれに該当する。

(4)次の各号の条件に係る機能又はこれらと同等以上の機能を利用者が任意のソフトウェアにより隨時かつ容易に変更することができる専用通信回線設備等端末

PCやスマートフォン等がこれに該当し、セキュリティ基準の対象外となる。なお、PC及びスマートフォン等の利用者においてアンチウィルスソフトを導入する等の適切な対策が行われることが推奨される。

- 既認定機器を介して接続されており、電気通信回線設備に直接接続して使用されない機器は、認定等を要しない⁴。

¹ 例えば、ルータ、ウェブカメラ等がこれに該当する。IPを使用しない機器や専用線のみにつながる機器は含まれない。

² 「デジタルデータ伝送用設備」とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、デジタル方式により、専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。（端末設備等規則第2条第2項第15号）

³ 「専用通信回線設備」とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供するものをいう。（端末設備等規則第2条第2項第14号）

⁴ 例えば屋外に持ち出して使用されない機器（エアコン、冷蔵庫、洗濯機、照明、テレビ、複合機等）がこれに該当するが、これらの機器が電気通信回線設備に直接接続して使用される場合は、この限りでない。

- 利用者が誤って電気通信回線設備に直接接続しないようにするため、認定等を受けていない機器については、取扱説明書(取扱説明書の追補その他の書面及びウェブ上の情報提供を含む。)に電気通信事業者の電気通信回線設備に直接接続して使用できない⁵旨を記載⁶する等の措置を講ずる必要がある。

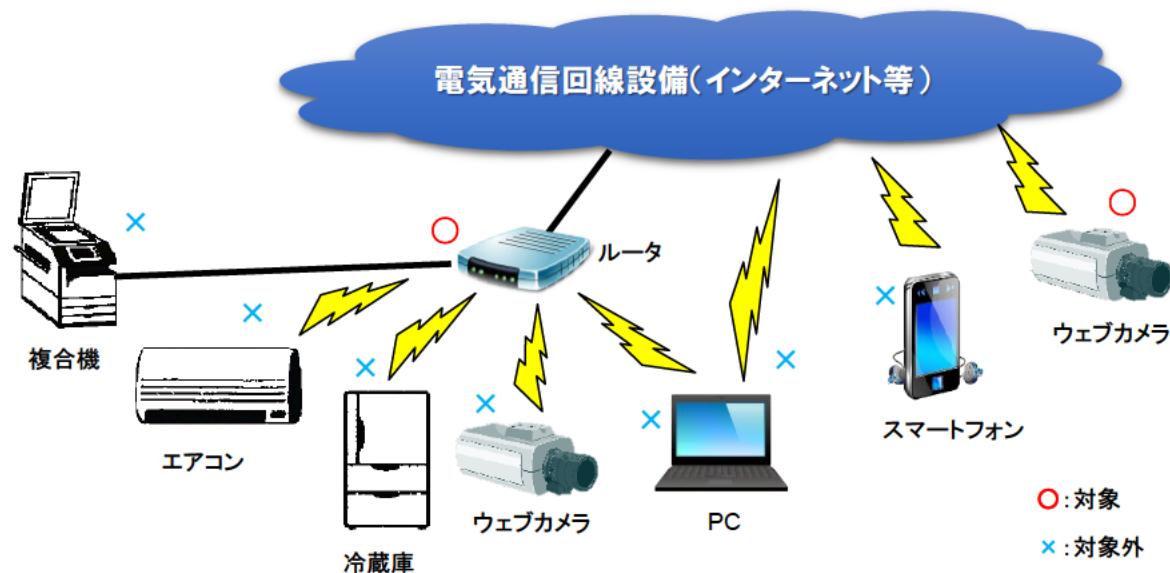


図1 セキュリティ基準（令和2年新規則第34条の10）に係る技術基準適合認定等の対象機器の範囲のイメージ

⁵ 法において、認定等を受けていない機器については、電気通信事業者による検査を受けない限り、電気通信回線設備に直接接続して使用できることとされている。

⁶ 記載例として「本製品は電気通信事業者（移動通信会社、固定通信会社、インターネットプロバイダ等）の通信回線（公衆無線LANを含む）に直接接続することができません。本製品をインターネットに接続する場合は、必ずルータ等を経由し接続してください。」等が考えられる。

2. セキュリティ基準の内容・解説

- セキュリティ基準においては、対象機器が、令和2年新規則第34条の10各号に定める以下の（5）から（8）までの条件又は同条柱書に定める（9）の条件を満たさなければならないこととしている。

(5)当該専用通信回線設備等端末に備えられた電気通信の機能に係る設定を変更するためのアクセス制御機能(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第三項に規定するアクセス制御機能をいう。以下同じ。)を有すること

電気通信回線設備を介して接続されることにより、端末機器に備えられた電気通信の送受信に係る機能が不正に設定変更(操作)されないことを目的として、当該設定変更(操作)の前にアクセス制御を行うことができる機能を有していなければならないものである。このアクセス制御機能は、端末機器に備えられた電気通信の送受信に係る機能の設定変更(操作)を正規の利用者等以外の者ができないよう制限するための機能であり、利用者に識別符号(機器の利用に当たって用いられる符号であって利用者を区別して識別するために用いるもので、具体的にはパスワード又はパスワードとIDを組み合わせたもの等をいう。以下同じ。)の入力を求め、正しい識別符号が入力された場合にのみ当該設定変更(操作)の制限を自動的に解除し、正しい識別符号ではなかった場合には設定変更(操作)を拒否する機能である。

(6)前号のアクセス制御機能に係る識別符号(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第二条第二項に規定する識別符号をいう。以下同じ。)であつて、初めて当該専用通信回線設備等端末を利用するときにあらかじめ設定されているもの(二以上の符号の組合せによる場合は、少なくとも一の符号に係るもの。)の変更を促す機能若しくはこれに準ずるもの有すること又は当該識別符号について当該専用通信回線設備等端末の機器ごとに異なるものが付されていること若しくはこれに準ずる措置が講じられていること

アクセス制御の際に使用する識別符号が他人から容易に推測できないものとして設定されることを目的として、識別符号の初期値(例えばパスワードとIDの両方による認証や複数のパスワードによる認証など、複数の符号の組合せにより初期値が設定されている場合は、少なくとも一のID又はパスワードの初期値)の変更を促す機能があり、若しくは機器ごとに別の識別符号(ID/パスワード)が付されており、又は、これらに準じる機能・措置が講じられているものでなければならないものである。これらの場合において、識別符号が安全に保管されることが推奨される。なお、取扱説明書等に識別符号の初期値の変更を促す記載をすることは、これらに準ずる措置として認められない。

(7)当該専用通信回線設備等端末の電気通信の機能に係るソフトウェアを更新できること

端末機器に記憶されている電気通信の送受信の機能に係るソフトウェアの更新を行うことができる機能(ファームウェアの更新機能)を有していなければならないものである。なお、IoT機器は多種多様であり、当該更新の手法は機器の種別ごとに異なることから、安全かつ自動の更新でなければならないことまではセキュリティ基準として求めないが、当該更新は安全かつ自動で行われること

とが推奨される。

(8) 当該専用通信回線設備等端末への電力の供給が停止した場合であつても、第一号のアクセス制御機能に係る設定及び前号の機能により更新されたソフトウェアを維持できること

端末機器への電力供給が停止して電源オフになった後、電力供給が再開されて電源オンに戻って電気通信の機能が復帰した際に、アクセス制御の際に使用する識別符号の設定及び更新された電気通信の送受信の機能に係るソフトウェアが、出荷時の初期状態に戻ることなく、電源オフになる直前の状態を維持できるものでなければならないものである。

(9) これと同等以上のもの

令和2年新規則第34条の10各号の条件に適合するものと同等以上のセキュリティ対策が講じられていると認められる場合は、セキュリティ基準を満たすこととしている。具体的には、対象機器が国際標準ISO/IEC15408に基づくセキュリティ認証(CC認証)を受けた機器などがこれに該当する。

3. セキュリティ基準に係る技術基準適合認定等の審査方法

- セキュリティ基準の対象機器が、セキュリティ基準を満たしていることについての確認は、製品を対象として、技術基準適合認定(法第 53 条第 1 項)、設計認証(法第 56 条)又は技術基準適合自己確認(法第 63 条)のいずれかの方法により行う。

技術基準適合性の確認方法	技術基準適合認定 (法第 53 条第 1 項)	設計認証 (法第 56 条)	技術基準適合自己確認 (法第 63 条)
書面による確認	<p>・申請者がセキュリティ基準に適合するための機能又は措置の内容⁷について、以下の書類により、登録認定機関に申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称、用途、構成、機能及び仕様の概要を説明した資料 ○外観、構造及び寸法を記載した外観図 ○接続系統図 ○ブロック図 ○機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料 ○端末機器のセキュリティ基準に係る試験結果（各機能を具備しており正常に動作することが分かる以下の資料①～④全て） <ul style="list-style-type: none"> ①設定画面の写し ②メーカーの動作確認結果 ③メーカーの製造手順書 ④セキュリティ基準に適合するために機能性をどのように実現しているのかが分かる資料⁸ ・これらを基に、端末機器が技術基準に適合していることについて登録認定機関が審査する。 【端末機器(個体)が対象】 	<p>・申請者がセキュリティ基準に適合するための機能又は措置の内容⁷について、以下の書類により、登録認定機関に申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称、用途、構成、機能及び仕様の概要を説明した資料 ○外観、構造及び寸法を記載した外観図 ○接続系統図 ○ブロック図 ○機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料 ○端末機器のセキュリティ基準に係る試験結果（各機能を具備しており正常に動作することが分かる以下の資料（①、③、④は必須、実機による動作確認を行う場合は②は不要）） <ul style="list-style-type: none"> ①設定画面の写し ②メーカーの設計段階での動作確認結果 ③メーカーの製造手順書 ④セキュリティ基準に適合するために機能性をどのように実現しているのかが分かる資料⁸ ○端末機器が設計に合致することの確認方法書 <ul style="list-style-type: none"> ・これらを基に、端末機器が技術基準に適合していることについて登録認定機関が審査する。 【端末機器の設計(量産向け)が対象】 	<p>・申請者がセキュリティ基準に適合するための機能又は措置の内容⁷及びこれらが技術基準に適合していることの自己確認の結果について、以下の書類により、総務大臣に届け出る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称、用途、構成、機能及び仕様の概要を説明した資料 ○外観、構造及び寸法を記載した外観図 ○接続系統図 ○ブロック図 ○機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料 ○端末機器のセキュリティ基準に係る試験結果（各機能を具備しており正常に動作することが分かる以下の資料①～④全て） <ul style="list-style-type: none"> ①設定画面の写し ②メーカーの設計段階での動作確認結果 ③メーカーの製造手順書 ④セキュリティ基準に適合するために機能性をどのように実現しているのかが分かる資料⁸ ○端末機器が設計に合致することの確認方法書
実機による試験	・申請者が希望すれば、登録認定機関において、実環境下で PC 等に接続し、各機能が正常に動作することを確認するための試験を行うことも可能。	-	-

⁷ 認定等の対象機器が、国際標準 ISO/IEC15408に基づくセキュリティ認証(CC認証)を受けている場合は、その旨を証する書類を添付することで足りる。

⁸ セキュリティ基準に適合するための各機能の本質的な内容は変わらないが、ソフトウェアのアップデート等により、各機能の設定画面等に変更が生じる場合は、認定等の申請の際にその旨を明確化することにより、当該変更に起因する再度の認定等は要さないことをとする。

4. 適合表示端末機器を組み込んだ端末機器の扱い(通信モジュール等の扱い)

- 既に端末設備の接続の技術基準（セキュリティ基準を除く。）に係る認定等を受けて表示が付されている端末機器（適合表示端末機器）を組み込んだ製品がセキュリティ基準の対象機器である場合は、当該製品を対象として、端末設備の接続の技術基準（セキュリティ基準を含む。）に係る認定等を受けることとなる⁹。
その場合は、セキュリティ基準への適合性については上記3. の方法で確認を行うとともに、認定等の申請書類においてセキュリティ基準以外の技術基準への適合性を示す資料（適合表示端末機器の認定番号、認定書の写し等の認定を証する書類及び登録認定機関が必要とする場合は認定等に係るデータ等）を添付することとする。
- なお、令和2年新規則の施行日前に認定等を受けた端末機器については、なお従前の例によることができるとしているところ、適合表示端末機器を組み込んだ端末機器についての令和2年新規則の施行日後におけるセキュリティ基準に係る認定等の扱いについては、次表のとおり。

モジュール単体での認定等取得時期	施行前 (～ R2.3.31)	施行後 (R2.4.1～)		【参考】 施行前に販売済みの製品
モジュール単体でのセキュリティ認定等の有無		あり	なし	
モジュールを組み込んだ端末機器のセキュリティ基準に係る認定取得の要否	要	不要 ¹⁰	要	不要 ¹¹

5. その他(市場調査等の活用)

- 総務省においては、認定等を受けて市場に流通する端末機器（一定数）を抽出して技術基準への適合性を確認し、当該技術基準への適合性が認められない場合は必要な措置を講ずる制度(法第54条、第59条、第67条等)も活用する。

⁹ 当該製品に付される技術基準適合認定番号、設計認証番号又は届出番号（以下「認定等番号」という。）は、組み込む前の適合表示端末機器に付された認定等番号とは異なるものとなる。

¹⁰ モジュール単体での認定取得時とセキュリティ関連の設計が異なる場合には、組み込み後の端末機器での認定取得が必要

¹¹ 必要に応じてセキュリティ基準についての認定等を取得することも可能

第2章 電波を使用する端末機器に係る技術基準適合認定等について

電波を使用する端末機器に係る認定等の対象範囲や審査方法等の運用について、関係者（登録認定機関、端末機器メーカー等）間の認識の共通化の観点から、以下のとおり整理する。

1. 技術基準適合認定等の対象機器の範囲及び審査方法等

(1) Wi-Fi 及び Bluetooth を搭載した端末設備

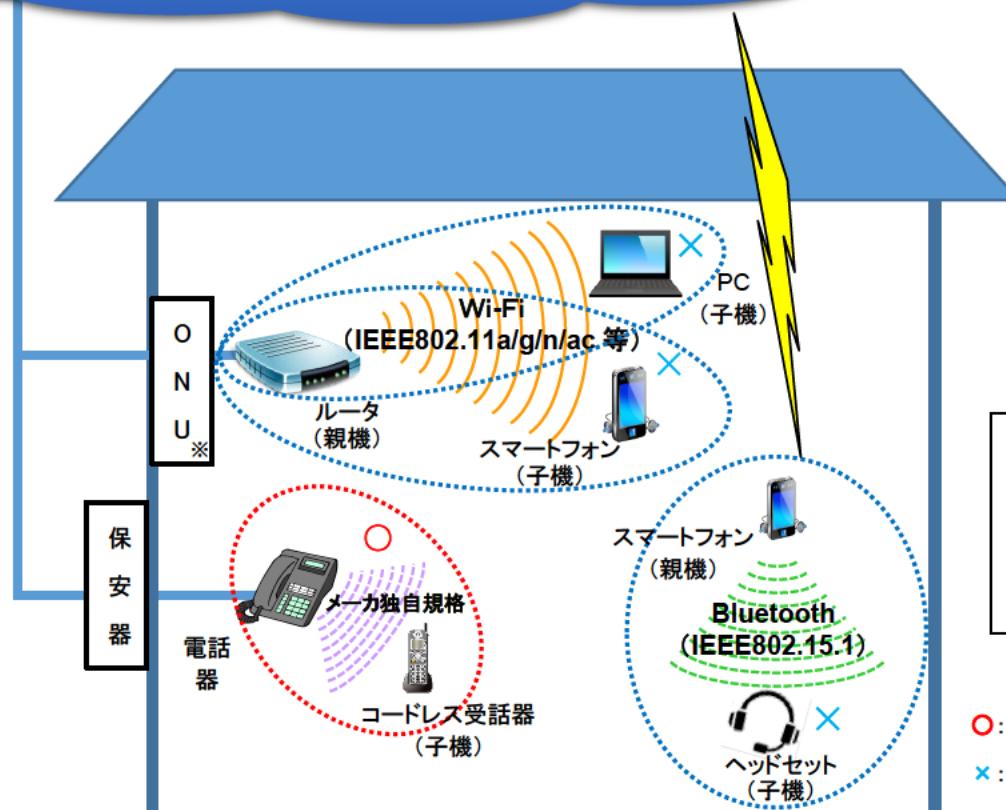
- 第1章で述べたとおり、既認定機器を介して接続されており、電気通信回線設備に直接接続して使用されない機器については、認定等を要しない。一方、電気通信回線設備に直接接続して使用される機器については、認定等を受けることが必要である。
すなわち、Wi-Fi や Bluetooth 等の通信機能を搭載した PC やスマートフォンなど電波を使用する端末機器についても、電気通信回線設備に直接接続して使用することが十分想定される機器については、認定等を受けることが必要である。
- また、端末機器が電気通信回線設備に直接接続されるか否かという観点以外に、端末設備等規則第9条（端末設備内において電波を使用する端末設備）との関係において、「端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備」としての試験を行う必要性についても留意が必要である。

同条の規定は、電波を介して親機と子機が一体・不可分で使用されるコードレス電話について、その誤接続・誤課金の防止を目的として導入したもので、以降、類似の懸念が想定される端末設備が対象に追加されてきた経緯があり、その試験は親機と子機を一体で行うことを行っているものである。(例えば、現状のコードレス電話の試験は、組み合わせで使用される可能性のある親機と子機のセットでのみ行われている。)。

したがって、そのような懸念が想定されないような端末設備については必ずしも同条を根拠とした試験を必要としないものであり、これまでの運用等を踏まえると、例えば、平成6年郵政省告示第424号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等）における「小電力データ通信システムの無線局の無線設備」のうち、Wi-Fi の親機（ルータ）と子機（PC等）の組み合わせについては、Wi-Fi は国際標準規格（IEEE）に基づくものであり誤接続防止等に係る信頼性が高く、当該規格に準拠している限り親機と子機は様々な組み合わせで使用され、一体性が相対的に低いと考えられるため、Wi-Fi Alliance の認証を受けた旨の表示（認定ロゴ）があるものについては、同条を根拠とした親機と子機一体での試験を行う必要はなく省略可能とすることが適当である（同条の規定の趣旨から子機のみの試験も行う必要はない。）。

- また、Bluetooth の親機（携帯電話）と子機（ヘッドセット等）の組み合わせについても、上述の Wi-Fi と同様に国際標準規格（IEEE）に準拠していること等から、Bluetooth SIG の認証を受けた旨の表示（認定ロゴ）があるものについては、親機と子機一体、又は子機のみの試験を行う必要はなく省略可能とすることが適當である。
なお、Bluetooth ヘッドセットが、端末設備に接続される「音声補助装置」である場合は、有線接続のヘッドセットと同様に認証の対象とはならない。
- 端末設備等規則第 9 条に係る試験の要否のイメージは図 2 のとおり。

電気通信回線設備(インターネット等)



<試験項目>

- ・識別符号の符号長
- ・周波数空き状態の判定機能
- ・一の筐体かつ容易に空かない構造

○: 対象

×: 対象外

※ONU (Optical Network Unit) :光回線終端装置

図2 端末設備等規則第9条に係る試験の要否のイメージ

(2) sXGP デジタルコードレス電話

- sXGP デジタルコードレス電話システムが PHS の後継システム的な位置付けのものであると考えた場合、システム構成は次の図 3 のようなものが考えられ、責任分界点は A に示す箇所にあると考えるのが通常である。

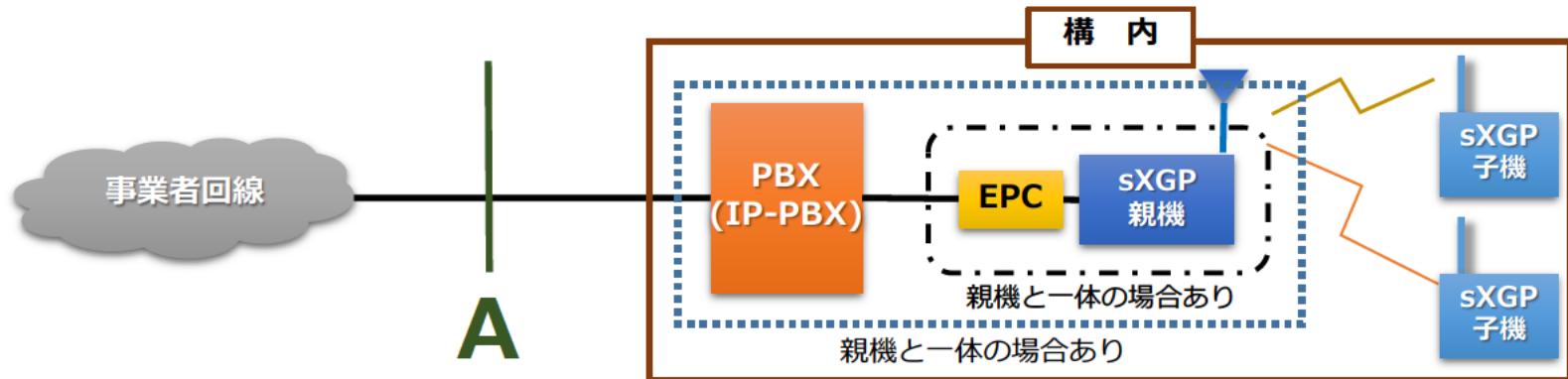


図 3 PHS の後継システムとして導入される場合の sXGP デジタルコードレス電話システムの構成例

- しかしながら、図 4 のように IP-PBX が VPN 接続で構外に設置されている場合など、実際のシステム構築では様々な接続形態が考えられる。
- 一方で、IP-PBX は sXGP デジタルコードレス電話で使用される以前に、既に必要な認定等を受けていることが考えられる。また、認定等を受けていない IP-PBX については、sXGP デジタルコードレス電話システムで使用するか否かにかかわらず認定等が必要である。
- 以上を踏まえ、VPN 回線などを介して接続される sXGP デジタルコードレス電話に関する認定を行う際の責任分界点を図 4 の B2 にあるものとし、考え方を整理する。責任分界点 B2 は EPC 及び sXGP 親機側にとってのものであり、端末機器の種類としては専用通信回線設備等端末（P 端末）となる。ただし、B2 は sXGP デジタルコードレス電話に関する認定等の考え方の整理のための分界点とし、全ての端末設備の認定等における責任分界点を示すものではない。

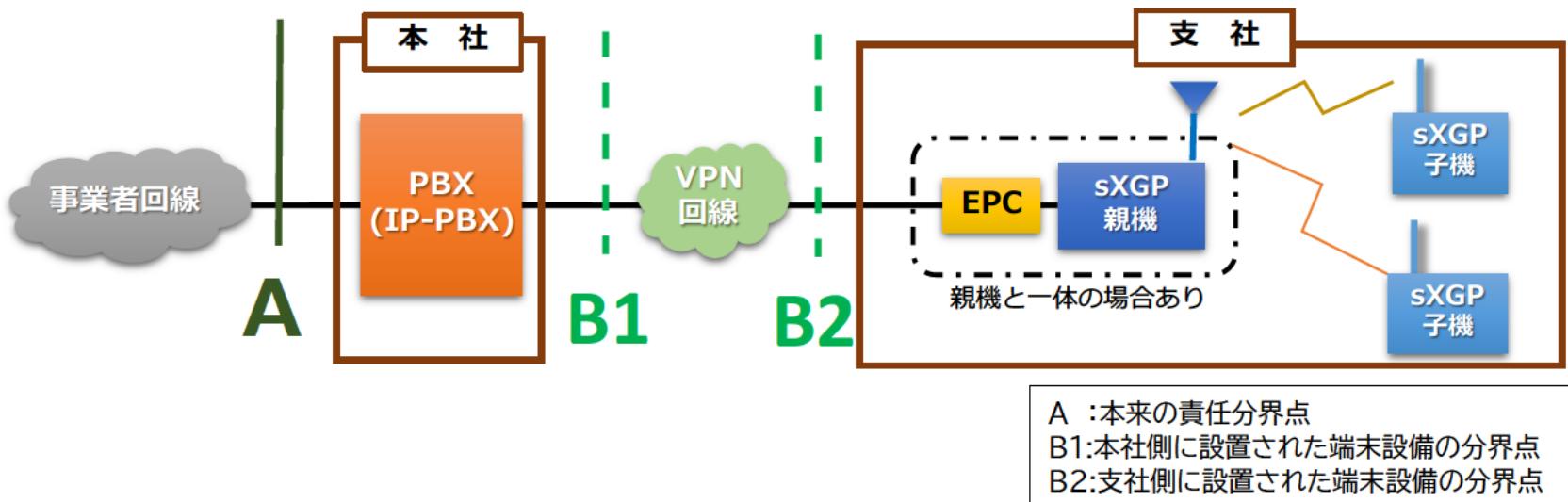


図4 実際の sXGP デジタルコードレス電話システムの構成例

- sXGP デジタルコードレス電話システムについては、前述のとおり様々な構成が考えられる。また、使用される子機も専用端末ではなく、スマートフォンやタブレット端末など、汎用性の高いものが想定される。このことから、親機・子機の多様な組み合わせが生じることとなり、全ての端末を特定して親機・子機一体で認定等することは現実的に困難であると考えられる。
- このことから、sXGP デジタルコードレス電話については、従来どおり親機・子機一体での認定等に加え、親機、EPC、子機それぞれ単体での認定を行うことも可とする。

- 単体で認定する場合の考え方は、次表のとおり。

親 機	① 「専用設備又はデータ通信用設備に接続される端末設備」としての認定等（P 認定）が必要。 ② 親機と EPC が一体となっているものについては、EPC の認定等に準ずる。 ③ 端末設備等規則第 9 条に基づく検査が必要。
EPC	「専用設備又はデータ通信用設備に接続される端末設備」としての認定等（P 認定）が必要。
子 機	端末設備等規則第 9 条に基づく検査が必要。（P 認定）

2. その他

- なお、上記の取扱いについて、総務省が定期的に実施する端末機器の市場調査等において不適切な事例等が判明した場合には、適宜見直しが必要である。

第3章 非常時事業者間ローミングに関する機能に係る 技術基準適合認定等について

1.非常時事業者間ローミング

携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであり、自然災害や通信障害等の非常時においても、携帯電話利用者が臨時的に他の事業者のネットワークを利用する「非常時事業者間ローミング」等により、継続的に通信サービスを利用できる環境を整備することが課題である。特に、緊急通報については、約 68%¹²が携帯電話による発信となっており、非常時においても確実に緊急通報受理機関に通報できる仕組みの検討が急務である。

総務省では、非常時事業者間ローミングの実現に向け、令和4年9月から「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会」を開催し、令和6年5月、第3次報告書を取りまとめた。その中で、非常時事業者間ローミングは、フルローミング方式¹³、緊急通報のみ方式¹⁴ともに令和7年度末頃に導入することが決定されている。

また、令和6年8月からは、検討結果に基づく技術基準の整備など、政策決定に係る議論が深まるため、検討の場を情報通信審議会に移行し、同年12月に端末設備の技術基準等について一部答申がとりまとめられた。

その後、令和7年1月に、端末設備の技術基準等に係る省令改正案が情報通信行政・郵政行政審議会に諮問され、関連告示改正案等¹⁵とともに意見募集が行われた後、同年3月に答申が取りまとめられた。改正省令・告示¹⁶は同年5月29日に公布された。

非常時事業者間ローミングに関する機能に係る認定等の対象範囲や審査方法等の運用について、関係者（登録認定機関、端末機器メーカー等）間の認識の共通化の観点から、以下のとおり整理する。

¹² 令和6年警察白書、令和6年消防白書、海上保安レポート2024より、110,119,118番の通報件数及びそのうち携帯電話からの通報件数に基づき算出

¹³ 自然災害などで携帯電話基地局が使用できない場合を想定。一般的の通話、SMS、データ通信、緊急通報が可能

¹⁴ 大規模な通信障害など、コアネットワークの機能に障害が生じた場合を想定。緊急通報のみ可能

¹⁵ 端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件、固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件、端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件の一部を改正する件及びインターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を定める件

¹⁶ 脚注15の告示及び事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第54号。以下「令和7年改正省令」という。）をいう。

2. 端末設備が非常時事業者間ローミングに対応するための技術基準

スマートフォン等のインターネットプロトコル移動電話端末¹⁷が具備すべき機能として、情報通信審議会で検討された次表の9つの追加機能要件について、端末設備等規則第32条の24の2及び令和7年総務省告示第177号（インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を定める件）において規定している。省令（端末設備等規則）では、機能を大括りで記載し、詳細は告示にて記載している。

また、LTEを用いるデータ通信端末が具備すべき機能として、4つの機能（次表の機能#5,#6,#8及び#9）を規定するため、平成23年総務省告示第87号（固定電話端末及び専用通信回線端末設備等の電気的条件を定める件）を一部改正している。

¹⁷ インターネットプロトコル移動電話用設備（移動電話用設備（音声伝送携帯電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するもの）に接続される端末設備

機能番号	機能名	対象方式	機能の概要
#1	Emergency Attach	緊急通報のみ	位置登録がなされていない状態において、救済網経由で緊急呼発信をできるようにする。
#2	IMSI ¹⁸ 送信	緊急通報のみ	緊急呼発信時に IMSI を送信する。
#3	緊急呼終話後の Home 網への Attach	緊急通報のみ	緊急呼終了時に自網に復帰する。
#4	Non-detectable / detectable 緊急呼	フルローミング	184 等のプレフィックスがついた場合でもローカルブレークアウトによる緊急呼発信をできるようにする。
#5	CellReserved	両者	平常時に救済網に接続しないようにする。
#6	ACB ¹⁹ per PLMN ²⁰	フルローミング	救済網に過剰な負荷を与えないように在圏を制御する。
#7	SSAC ²¹ per PLMN	フルローミング	救済網に過剰な負荷を与えないようにサービスごとに接続を制御する。
#8	事業者表示	両者	救済網に在圏していることが分かるよう表示し選択できるようにする。
#9	過度な再送抑制	フルローミング	救済網に対して過剰な負荷を与えないようにする。

¹⁸ IMSI (International Mobile Subscriber Identity) : 加入者に発行される SIM カードに内蔵された最大 15 桁の利用者識別番号

¹⁹ ACB (Access Class Barring) : LTE (Long Term Evolution) におけるパケット発信全般を規制するためのアクセスクラス制御

²⁰ PLMN (Public Land Mobile Network) : 電気通信事業者の識別番号

²¹ SSAC (Service Specific Access Control) : LTE における音声発信 (VoLTE (Voice over LTE)) を識別して規制するためのアクセスクラス制御

(1) 端末設備等規則第32条の24の2及び令和7年総務省告示第177号

端末設備等規則第32条の24の2で規定された非常時事業者間ローミングに係る機能の詳細について、令和7年総務省告示第177号の各号において規定している。同告示の第一は表の機能#3,#5,#6,#7,#9関係（一が機能#5,#6,#7、二が機能#9、三が機能#3に相当する。）、第二は機能#2関係、第三は機能#8関係、第四は機能#1関係、第五は機能#4関係の規定である。

同告示の第三の規定においては、「当該情報の表示が技術的に困難と認められる場合は、この限りでない」としている。これは、端末が映像面を有する場合であっても、狭い画面であるなど、ユーザインターフェースが限られている場合において、当該機能を具備することは技術的に困難であり、そのような場合は当該機能を義務付けないこととするものである。

○令和7年総務省告示第177号（インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を定める件）

第一 インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網に過大な負荷を与えないようにする機能

次に掲げる要件を満たすもの

- 一 救済網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する救済網をいう。以下同じ。）への接続は、基地局から報知される規制情報に従って行うこと。
- 二 救済網へ接続した際に救済網から拒否信号を受信したときは、当該拒否信号に付された再送間隔に指定された間隔をおいた後に接続を試みること。ただし、再送間隔の指定がない場合は、十二分以上の間隔をおいた後に接続を試みること。

三 インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（以下「インターネットプロトコル移動電話端末等」という。）が救済網に接続し、緊急通報の発信に係る位置情報を送信した上で緊急通報を発信する場合は、緊急通報の通話が終了した際に直ちに救済網との接続を解除し、自網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する自網をいう。）への接続を試みること。

第二 インターネットプロトコル移動電話端末等の状態を救済網に通知する機能

インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網に接続し、緊急通報の発信に係る位置情報を送信した上で緊急通報を発信するときに、当該インターネットプロトコル移動電話端末等のIMS I（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げるIMS Iをいう。）を送信するもの

第三 インターネットプロトコル移動電話端末等が接続している救済網の名称を利用者が識別し、及び選択することができるようになる機能

インターネットプロトコル移動電話端末等が映像面を有する場合は、接続先が救済網であること及び救済網を設置する電気通

信事業者を識別可能な情報の表示を行い、並びにいずれの救済網に接続するか選択できるようにするもの。ただし、当該情報の表示が技術的に困難と認められる場合は、この限りでない。

第四 救済網のみを用いて通信を行う場合（利用者の認証を自網における設備を用いて行う場合を含む。）にあっては、救済網の基地局が発信する報知情報に基づいて緊急通報を発信できる機能

インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網に接続し緊急通報を発信する際に当該インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網から非常時事業者間ローミング（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する非常時事業者間ローミングをいう。）用に緊急通報を許可する信号を受信した場合は、緊急通報の発信に係る位置情報を送信した上で、緊急通報を発信するもの

第五 救済網を経由し自網を用いて通信を行う場合にあっては、付加的役務識別番号（電気通信番号規則別表第十一号に掲げる付加的役務識別番号をいい、発信元の電気通信番号又は位置情報の通知及び非通知に係るものに限る。以下同じ。）を同表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加されて行われた発信であっても緊急通報を発信できる機能

次に掲げる要件を満たすもの

一 インターネットプロトコル移動電話端末等が緊急通報（付加的役務識別番号を電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加したものに限る。）を発信した際に救済網への切替えを指示する信号を受信したときは、救済網へ接続先を切り替えて緊急通報を発信すること。

二 インターネットプロトコル移動電話端末等が、救済網に接続し緊急通報を発信する場合に、救済網から緊急通報の発信を拒否する信号を受信したときは、当該信号に基づき緊急通報を発信すること。

(2) 平成 23 年総務省告示第 87 号の一部改正

平成 23 年総務省告示第 87 号別表第五号第 4 (LTE を用いるデータ通信端末に関する技術基準を規定) において、第 9 項の追加及び第 10 項 (改正前の第 9 項) の一部改正を行っている。

同告示第 9 項 (1) は機能#5,#6 関係、同項 (2) は機能#9 関係の規定である。また、第 10 項において、機能#8 関係の規定を記載している (「第 32 条の 24 の 2 第 3 号に規定する機能」の部分。)。

なお、同告示第 9 項 (3) 及び第 10 項ただし書において、例外となる端末機器を規定している。(詳細は「3 対象端末、例外規定及び経過措置等」を参照。)

○平成 23 年総務省告示第 87 号 (固定電話端末及び専用通信回線端末設備等の電気的条件を定める件) の一部改正 (抜粋)

別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末

[第 1 ~ 第 3 略]

第 4 無線設備規則第 49 条の 6 の 9 又は第 49 条の 6 の 10 に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等

[1 ~ 8 略]

9 救済網に過大な負荷を与えないようにする機能

(1) 救済網 (端末設備等規則第 32 条の 24 の 2 に規定する救済網をいう。以下同じ。) への接続は、基地局から報知される規制情報に従って行うこと。

(2) 救済網へ接続した際に救済網から拒否信号を受信したときは、当該拒否信号に付された再送間隔に指定された間隔をおいた後に接続を試みること。ただし、再送間隔の指定が無い場合は、12 分以上の間隔をおいた後に接続を試みること。

(3) 無線設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 5 項に規定する陸上移動局の無線設備又は同条第 1 項及び第 6 項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備並びに複数の電気通信事業者のデジタルデータ伝送用設備 (端末設備等規則第 2 条第 2 項第 15 号に規定するデジタルデータ伝送用設備をいう。以下(3)において同じ。) に接続する機能を有しない端末設備及び専ら試験を行うことを目的としてデジタルデータ伝送用設備に接続する端末設備 (専ら本邦外において使用するものに限る。) にあっては、(1)及び(2)の規定を適用しない。

10 その他

端末設備等規則第 22 条第 2 号、第 23 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の 2 第 3 号に規定する機能と同等の機能を備えること。ただし、9(3)に規定する端末設備にあっては、同号に規定する機能と同等の機能を備えることを要しない。

[第 4 の 2 ~ 第 7 略]

3.対象端末、例外規定及び経過措置等

改正省令・告示の施行日は令和7年10月1日と規定されている。なお、改正省令・告示の施行の日前に認定等を受けた端末の技術基準は従前のとおりとすることができます。

スマートフォン等のVoLTE (Voice over LTE) 端末においては、音声・データとともに令和7年10月1日から新しい技術基準が適用される。

VoLTE 端末を含むインターネットプロトコル移動電話端末に関し、令和7年改正省令附則第3条において、「技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘案する必要がある²²ものとして総務大臣の承認を受けたもの」について、令和9年9月30日までに認定等を受ける場合に限り、非常時事業者間ローミングに係る機能を適用しないこととしている。総務大臣への承認申請は、令和7年改正省令の公布の日から行うこととされている（令和7年改正省令附則第1条、附則第4条）。

承認申請に当たっては、認定等を受ける前に、認定等を受けようとする端末機器（又は設計）ごとに、別紙の参考様式などの適宜の様式を用いて、総務省に申請を行う必要がある。総務省においては、技術的な困難性等に係る申請内容に基づき、適用除外の可否を判断するものである。

○事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第54号）（附則部分抜粋）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定による改正前の端末設備等規則の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備（電気通信事業法（以下「法」という。）第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。以下同じ。）であって、この省令の施行の日前に法第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査（以下「技術基準適合認定等」という。）を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行ったものの技術基準については、なお従前の例によることができる。

第三条 この省令の施行の日から令和九年九月三十日までに技術基準適合認定等を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術

²² 情報通信審議会一部答申（令和6年12月17日）や、意見募集において、ウェアラブル端末や車載用通信機に関し、機能の具備が困難であるとの指摘・意見があったことを踏まえた措置。なお、対象は、ウェアラブル端末、車載用通信機に限定されるものではない。

基準適合自己確認の届出を行うインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。）であって、技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘案する必要があるものとして総務大臣の承認を受けたものについては、第二条の規定による改正後の端末設備等規則第三十二条の二十四の二の規定は適用しない。

（準備行為）

第四条 技術基準適合認定等を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行おうとする者は、この省令の施行の日前においても、前条の規定による総務大臣の承認を受けることができる。

また、平成 25 年総務省告示第 147 号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部改正により、以下のとおり、二の項から七の項までの例外（非常時ローミングに係る機能の適用除外）が規定されている。

- 平成 25 年総務省告示第 147 号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部改正（抜粋）
 - 二 無線設備規則第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備のうち、同条第一項及び第五項に規定する陸上移動局の無線設備又は同条第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等
 - 三 無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等

同告示二の項は NB-IoT 又は LTE-M に用いる端末、同告示三の項は 5 G 端末を指す。これらについては、情報通信審議会一部答申（令和 6 年 12 月 17 日）において非常時事業者間ローミングの提供対象とされていないことから、適用除外とするものである。

- 四 無線設備規則第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等

いわゆる「衛星ダイレクト通信」に用いる端末を指す。衛星ダイレクト通信については、非常時事業者間ローミングを提供することが想定されていないことから、衛星ダイレクト通信のみに用いられる端末については適用除外とするものである。（衛星ダイレクト通信に用いる端末であっても、非常時事業者間ローミングの機能の具備を求められているインターネットプロトコル移動電話端末と構造上一体となっている場合には、適用除外とはならない。）

五 発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等

発信機能を有さない端末は、その性質上、一部の機能²³について、具備することが困難であることから、適用除外とするものである。

六 複数の電気通信事業者のインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等

特定事業者の特定周波数のみで動作する端末等については、非常時事業者間ローミングに係る機能を具備した場合でも、救済網への接続が不可能であることから、適用除外とするものである。

七 専ら試験を行うことを目的としてインターネットプロトコル移動電話用設備に接続するインターネットプロトコル移動電話端末等（専ら本邦外において使用するものに限る。）

海外向け端末のように、日本国内で利用しない製品であって、試験（開発・評価）を行う際にのみインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する端末については、非常時事業者間ローミングに係る規定を適用する必要性は乏しいため、適用除外とするものである。

LTE を用いるデータ通信端末（スマートフォン等と一体のものを除く。）については、施行から 2 年間（令和 9 年 9 月 30 日まで）の経過措置（モバイルルータを除く。）があり、従前の技術基準を満たしていれば、認定等を受けることができる。

また、平成 23 年総務省告示第 87 号の一部改正において、

- ・ NB-IoT 又は LTE-M に用いる端末
- ・ 特定事業者の特定周波数のみで動作する端末
- ・ 海外向けの端末であって、国内において試験を行う際にのみデジタルデータ伝送用設備に接続する端末

について、適用除外となる旨が規定されている。なお、いわゆる「衛星ダイレクト通信」に係るデータ通信端末については、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の 23 の 7 に規定するものであるため、平成 23 年総務省告示第 87 号別表第五号第 4 の対象となっていない。

○平成 23 年総務省告示第 87 号（固定電話端末及び専用通信回線端末設備等の電気的条件を定める件）の一部改正（抜粋）

別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末

[第 1～第 3 略]

第 4 無線設備規則第 49 条の 6 の 9 又は第 49 条の 6 の 10 に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等

²³ 発信に係る機能である、機能 #1, #2, #3, #4, #7 を指す。

[1～8 略]

9 救済網に過大な負荷を与えないようにする機能

- (1) 救済網（端末設備等規則第32条の24の2に規定する救済網をいう。以下同じ。）への接続は、基地局から報知される規制情報に従って行うこと。
- (2) 救済網へ接続した際に救済網から拒否信号を受信したときは、当該拒否信号に付された再送間隔に指定された間隔をおいた後に接続を試みること。ただし、再送間隔の指定が無い場合は、12分以上の間隔をおいた後に接続を試みること。
- (3) 無線設備規則第49条の6の9第1項及び第5項に規定する陸上移動局の無線設備又は同条第1項及び第6項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備並びに複数の電気通信事業者のデジタルデータ伝送用設備（端末設備等規則第2条第2項第15号に規定するデジタルデータ伝送用設備をいう。以下(3)において同じ。）に接続する機能を有しない端末設備及び専ら試験を行うことを目的としてデジタルデータ伝送用設備に接続する端末設備（専ら本邦外において使用するものに限る。）にあっては、(1)及び(2)の規定を適用しない。

10 その他

端末設備等規則第22条第2号、第23条、第26条から第28条まで及び第32条の2第3号に規定する機能と同等の機能を備えること。ただし、9(3)に規定する端末設備にあっては、同号に規定する機能と同等の機能を備えることを要しない。

[第4の2～第7 略]

4.適合表示端末機器である通信モジュール等を組み込んだ場合

端末機器の技術基準（非常時事業者間ローミングに係る技術基準を除く。）に係る認定等を受けた通信モジュール等の適合表示端末機器を組み込んだ製品が、非常時事業者間ローミングに係る技術基準の対象端末である場合、令和7年改正省令の施行日前に認定等を受けた端末機器の技術基準について、なお従前の例によることができるとしていることから、適合表示端末機器を組み込んだ製品についての施行日後（経過措置等が適用される場合はその満了後）における非常時事業者間ローミングに対応した技術基準に係る認定等の扱いについては、下表のようになる。

モジュール単体での認定等取得時期	施行日前	施行日後	
モジュール単体での非常時事業者間ローミング対応機能の認定取得の有無	－	あり	なし
モジュールを組み込んだ製品の非常時事業者間ローミングに対応した技術基準に係る認定取得の要否	不要 ²⁴	不要 ²⁴	要

【参考】組み込まれた端末機器に画面がなく、当該機器を組み込んだ製品に画面がある場合の事業者表示（表の機能#8）の規定について
通信モジュールが画面のない機器である場合、当該モジュールの認定等の取得に当たり、事業者表示の規定は画面がないという理由で免除される。

モジュール単体で非常時事業者間ローミング対応機能を含めた認定等を取得していれば、当該モジュールを組み込んだ製品について改めて認定等を取得することは不要である。（任意で取得することは可能）。

また、法第68条の2に基づき、組み込んだ製品にも技適マークを付けることができる。

したがって、組み込んだ製品に画面がある場合であっても、事業者表示は義務にはならない。

²⁴ 任意で認定等を受けることも可能

5. ソフトウェアアップデート等によりローミングに対応する場合

情報通信審議会一部答申（令和6年12月17日）では、「令和8年春より前に発売した端末においても可能な限り非常時事業者間ローミングに対応が可能となるよう自主的取組を進めていただくことが期待される」とされており、ソフトウェアアップデート等による対応が考えられる。

(1) 施行日前に技術基準に係る認定等を受けた機器が非常時事業者間ローミングに係る技術基準に対応する機能を具備していた場合の扱い

認定等を受ける時点において、非常時事業者間ローミングに係る技術基準に対応する機能を具備することは義務ではなく、また、認定等を受けた後に機能を変更したものではないため、再認定は不要である。ただし、任意で再認定を受けることも可能。

(2) 施行日前に技術基準に係る認定等を受けた機器が、施行日後に、認証取扱業者等のソフトウェアアップデートにより、非常時事業者間ローミングに係る技術基準に対応する機能を具備する場合の扱い

非常時事業者間ローミングに係る技術基準に対応する機能の具備により、新たな機能が追加されるものの、元々の機能に係る動作へ影響を与えることは想定されず、また、LTE以外の網に新たに接続するものでもないため、再認定は不要である（電波法（昭和25年法律第131号）の技適を広い周波数で取っていることが前提）。ただし、任意で再認定を受けることも可能。

なお、非常時事業者間ローミングに係る技術基準に対応する機能について認定等を受けていない端末機器（対応にはソフトウェアアップデートを要する機器）に対して、「非常時事業者間ローミングに対応している」と周知・広報する際には、利用者が円滑に利用できるよう、「ソフトウェアアップデートが必要である」旨の周知を併せて行うべきである。

参考様式（適用除外申請用）

端末機器の技術基準適合認定等に係る
非常時事業者間ローミング機能の適用除外承認申請書

年　月　日

総務大臣 殿

郵便番号

住　　所

(ふりがな)

氏　　名（法人にあっては、

名称及び代表者の氏名）

連絡先（連絡の取れる電話番号等を
記入すること。）

事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第54号）附則第3条の規定に基づき、下記の端末機器について、端末設備等規則第32条の24の2の規定を適用しないものとして承認していただきたいので申請します。

1 端末機器の名称	
2 端末機器の概要	
3 技術的な困難性等	
4 備考	

注1 「端末機器の概要」には、機器の用途、構成、機能及び仕様の概要等を記載すること。

2 「技術的な困難性等」には、端末設備等規則第32条の24の2に規定する機能のうち、具備させることが困難な機能及び困難である理由を記載すること。